

皆様農地転用には許可や届出が必要なことを知っていますか？農地を勝手に転用することは農地法違反です。今一度手続きについて確認してみましょう。

【農地転用とは】

農地を駐車場や資材置場など、農地以外に利用することをいいます。農地に入れたりして、一時的に農地を他の用途に利用することも農地転用になります。

【原状回復等の命令、罰則の適用があります】

許可なく転用することや、許可された事業計画どおりに転用していない場合には、農地法違反となり、原状回復等の命令、罰則の適用がされる場合があります。

農地の適正管理について

- ◆ **農地転用許可等の手続きの流れ**
- ◆ **市街化調整区域**
- ・毎月10日までに農業委員会に申請書を提出し、約40日後に許可等通知をします。
- ・担当農業委員が調査をし、農業委員会総会で審議します。
- ◆ **市街化区域**
- ・毎週水曜日までに農業委員会に届出書を提出し、約1週間後に受理通知をします。

- **問い合わせ先**
- 岡崎市農業委員会事務局
電話 23-6196

農地法では農地所有者の責務として、適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」と定められています。定期的に耕起、草刈りを行い、農地の適正な管理をお願いいたします。

近年、雑草が繁茂している農地が増加しています。雑草が繁茂すると、病害虫の発生といった周辺の農地への悪影響が生じるだけでなく、住環境の悪化や火災の発生原因になる恐れがあります。

農業者年金

若いうちから！ 女性にも！ 節税対策にも！

長い老後を最後までサポート！
全額社会保険料控除で大きな節税効果！
保険料国庫補助による手厚い支援！

詳しく述べる農業者年金基金 検索: <https://www.nounen.go.jp> 独立行政法人農業者年金基金

TEL: 03-3502-3199 (専門相談員)
TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)

岡崎市の農業関連情報をインスタグラムで発信しています

岡崎市農林業振興推進実行委員会（事務局・岡崎市農務課）では、岡崎市の旬の農林産物の情報や農業関連イベント情報を農家向けのセミナー開催情報等をインスタグラムで発信しています。左のQRコードを読み取り、フォローしてください。（お！かぎり農業お届けメールは終了しました。）

● **問い合わせ先**

岡崎市経済振興部農務課農政係
電話 23-6195

*1 (田の部) (水稻)

岡崎市農業委員会(令和5年実績)

賃借料地域区分	賃借料(10a当たり)			情報筆数	備考
	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)		
岩津	8,470	13,500	3,000	54	
大平・東部	8,745	12,000	3,000	285	
矢作	10,219	13,020	3,780	463	
六ツ美・岡崎	15,921	23,000	5,500	675	水利費含む
額田	5,302	10,000	3,667	101	

*2 全國農業新聞を読んでみませんか
全国農業新聞は、令和5年の農地法第3条、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理者の推進に関する法律に基づく賃貸借契約による賃借料です。賃借料を物納している場合は、60kg当たり1,000円に換算しています。

◆ 賃借料情報は、令和5年の農地法第3条、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理者の推進に関する法律に基づく賃貸借契約による賃借料です。賃借料を物納している場合は、60kg当たり1,000円に換算しています。

◆ 発行日 毎週金曜日

◆ 賃借料 月700円（送料、税込）

◆ 賃借料申込み 地元の農業委員または岡崎市農業委員会事務局（23-6196）まで

1. インタビュー

- 株式会社山田農園さんの農業への参入～有機栽培への強い思い～
- 新農地利用最適化推進委員のご紹介
- 地域計画の作成にかかるアンケート調査について
- 農地の嵩上げの勧誘にご注意ください
- 農地転用には農地法の許可が必要です
- 農地の適正管理について
- 令和5年岡崎市の農地の賃借料情報

今回の掲載内容



株式会社 山田農園さんの農業への参入／有機栽培への強い思い

株式会社山田農園のご紹介

令和元年に農地所有適格法人として農地を取得。その後経営規模を拡大し、令和6年1月1日時点では岡崎市の中山間地域を中心に、約40haの田と畑を耕作しています。

法人として農業に取り組むことなつたきっかけは何ですか。

当時田口ライスセンターが後継者不在とのことで、会社が売りに出していたため、買収して運営していくことを決めたのが始まりです。正直、当初は農業に全く興味がありませんでした。



インタビューに答える山田健一社長

そうなんですね。現在、耕作放棄地が多い中山間地域を中心に耕作していただいているますが、きっかけはありますか。

中山間地域で活動されるオペレーターの方が耕作できなくなつた農地について、JAさんから依頼を受けて、耕作し始めたのがきっかけです。今では、中山間地域に住むたくさんの方に知つていただき、「山田農園さんに耕作してもらいたい」とお願いをされることができます。まだ余力があるので、多くなり、耕作面積が拡大しています。田でも畑でも100haくらいは頑張りたいですね！

すごいですね！何か力を入れている作物等はありますか。

有機栽培に力を入れていますので、正直全部ですね（笑）有機栽培の性質上、農薬を使わないでの、品目同時に育てられるため、その季節の作物に全力を注いでいます！



株式会社 山田農園で働く方々

有機栽培に力を入れられているのですね。現在、お悩みや課題等があつたりしますか。

有機栽培だと、どうしても雑草が生えてしまうことから、隣の農家さんから「種が飛んでくる」等のご意見をいたくことが多くあります。我々として、雑草が生えないよう一生懸命工夫をして取り組んでいるところです。また、有機栽培は生産量が安定しないので、それらを上手くコントロールできる納品先や保管庫が確保できるといいなと思っています。

今後のビジョンについて教えてください！

有機栽培は、個々で販売先を探していかなければなりません。多くの販売先を確保するためには、有機栽培について、たくさんの方々に興味をもつていただきたいと思います。今後は、農業と農業以外のことと関連付けて、有機栽培の良さを広めていきたいと思っています。もちろん今後も中山間地域の耕作も拡大して、岡崎市の遊休農地解消に取り組んでいきたいと思います！

新農地利用最適化推進委員のご紹介

農地利用最適化推進委員の脇 憲明さんが委員を辞任されたことに伴い、令和6年1月9日付けで新たな農地利用最適化推進委員が農業委員会から委嘱されました。



額田地区

山口 和雄（石原町）

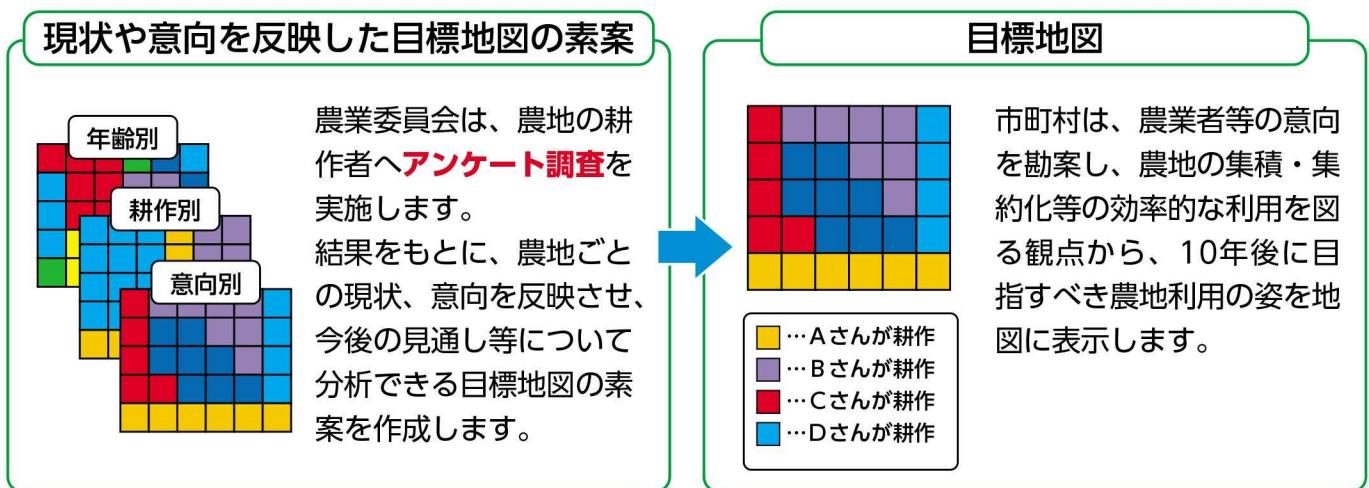
地域計画の作成にかかるアンケート調査について

昨年の8月に対象農地の所有者の皆様に農地利用の現状や今後の意向を確認するアンケートを実施させていただきました。ご協力ありがとうございました。

地域計画について

地域計画とは、全国的な高齢化や人口減少の進行により、農地が適正に利用されなくなる懸念が高まっていることから、農地が利用されやすくなるよう10年後に目指すべき将来の具体的な利用の姿（誰が・どこの農地を耕作するか）を描いた農地の地図（目標地図）等を協議して策定するものです。

目標地図のイメージ



地域計画（目標地図）の策定の流れ

- 意向調査（アンケート）の実施
- ↓
- 目標地図の素案の作成
- ↓
- 協議の場の設置（話し合い）
- ↓
- 地域計画の策定と公告



※地域計画は一度作って終わりではありません。地域の実情に合わせて随時見直しをしてまいります。

農地の嵩上げの勧誘にご注意ください

近年耕作放棄地の農地の所有者に対して、「農地の有効利用ができる」といった甘い言葉で農地の嵩上げを薦め、農地へ建設残土等の処分を行う事業者が多く、工事中や完了後に隣接や近隣の土地所有者とトラブルになる事案が多発しています。

2021年7月に27名の死者行方不明者を出した静岡県熱海市の土石流災害は記憶に新しいところですが、不必要に農地の嵩上げを行うことは、こういった災害にも繋がりかねません。土砂崩れ等により、隣接地に土砂が流出したり、人家に被害が生じた場合には、土地所有者にも責任が問われます。

農地の嵩上げの勧誘には安易に同意せず、本当に必要なものかを十分に検討を行ってください。

勧誘を受けた方で心配がある方は農業委員会まで一度ご相談ください。

※農地の嵩上げには農地転用の許可を受けなければなりません。農地転用の許可は農地改良に伴うもので、一定の基準を満たす場合、認めておりますが、単に残土処分を目的とした農地の嵩上げは認めていません。